

避難行動要支援者名簿を活用される地域のみなさまへ

～避難行動要支援者名簿の活用方法と個人情報の取り扱いについて～

●災害時における名簿の活用について

災害が発生した時(又は発生のおそれのある時)に、避難行動要支援者の安全な場所への避難や、被災家屋に取り残されていないかの安否の確認などに避難行動要支援者名簿を活用してください。

ただし、災害時には、**避難支援等関係者の皆さんご自身やご家族の安全確保が最優先**です。避難行動要支援者への支援等については、**可能な範囲でご協力いただくもの**であり、**法的責任や義務を負うものではありません**。

●平常時における名簿の活用について

(1)避難行動要支援者の把握、声掛けなどの見守り活動に活用する

名簿には、地域にお住まいの避難行動要支援者の情報が記載されています。まずは、どこに、どのような方がお住まいか確認しましょう。また、名簿情報を活用し、日頃からの見守り活動等を通して顔見知りになるきっかけをつくり、災害時に声をかけやすい関係づくりを進めましょう。

活用例	○名簿情報を確認し、避難行動要支援者の居宅を確認する。
	○避難行動要支援者宅を訪問し、顔見知りになるなど、見守り活動を行う。
	○避難行動要支援者の家族とも関係づくりを進め、災害時の連絡体制を構築する。

(2)防災訓練等の自主防災活動に活用する

名簿を活用し、防災訓練などの自主防災活動への参加を呼びかけましょう。「防災」をきっかけに、顔の見える関係づくりにつなげることができます。

活用例	○平常時に、避難行動要支援者と一緒にまち歩きをして、避難場所や危険箇所等を確認する。
	○個別避難計画作成を呼びかける。 (別紙『地域関係者向け 避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き』を参照。)
	○個別避難計画に基づき、避難支援時等実施者と連携しながら避難訓練等を行う。

(3)避難行動要支援者から同意を得た範囲で地域活動に活用する

個人情報の取り扱いに注意し、避難行動要支援者本人や家族と相談のうえ、同意が得られた範囲で自主防災活動に活用してみましょう。

活用例	○地域で独自に作成した名簿に、避難行動要支援者名簿の情報を補記する。 (ただし、閲覧にはルールを設けるなど、取り扱いには十分注意しましょう)
	○避難行動要支援者の居宅を地図に落とし込み、地図付き名簿を作成する。
	○避難支援等関係者どうしが連携し、効果的な見守り体制を構築する。

＊平常時に名簿を活用する場合は、**必ず避難行動要支援者本人や家族の意向を確認しながら、丁寧に取り組みを進めていく**ように心がけましょう。

(裏面へ続く)

●**個人情報**の取り扱いについて

(1)避難行動要支援者名簿における「個人情報」について

「避難行動要支援者名簿」には、氏名、住所、年齢をはじめ、避難行動要支援者本人の要介護度や障がい程度の区分等、大切な個人情報が記載されています。

万が一、名簿の紛失や盗難などにより、名簿情報が漏れてしまうと、避難行動要支援者本人への被害が発生する恐れが生じるだけでなく、地域住民との信頼関係も揺るがしかねません。

そのため、協定書の締結を行い、個人情報について、適正に取り扱う必要があります。

(2)具体的な取り扱い方法

○名簿の閲覧範囲

自主防災組織等の団体において名簿を活用する場合、名簿情報の漏えいを防止するため、**名簿を閲覧できる範囲は必要最小限度の人数**としてください。なお、代表者には「**名簿管理責任者**」となっていただきます。

○名簿の保管

名簿は**施錠保管**を行うなど、名簿管理責任者において適切に管理しましょう。その際、たとえ家族の方であっても、名簿は見せないようにしてください。

○目的外利用の禁止

名簿情報は、**避難支援等の実施に必要な場合にのみ利用できるもの**です。その他の目的では使用できません。

○複写、電子データへの加工の禁止

複写(コピー)はしないでください。また、**デジカメやスマホ等での撮影など、電子データへの加工もできません**。

○名簿の閲覧方法

団体に属する方に名簿を閲覧させる必要がある場合は、**あらかじめ避難行動要支援者本人や家族に確認を取る**とともに、**名簿管理責任者の立会いのもと閲覧する方法**により行ってください。

○名簿の更新

名簿情報については、原則として年1回更新を行います。新たな名簿を受領する際には、更新前の名簿を市に返却してください。

○名簿管理責任者の変更

名簿管理責任者が変わった場合は必ず市に申し出てください。また、新旧の責任者の間で、名簿の確実な引継ぎをお願いいたします。

(3)守秘義務

名簿情報の提供を受けた方は、災害対策基本法に基づき、**守秘義務**が課せられます(第四十九条の十から十四)。

個人情報の漏えいは、避難行動要支援者本人やその家族の権利利益が侵害されることになりかねません。また、名簿に登載される方の信頼を大きく損なうことになります。

名簿の提供を受けている間だけでなく、提供を受けなくなった後も含めて、守秘義務が課せられることに十分留意してください。

* 避難行動要支援者名簿の活用及び個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ

瀬戸内市役所総務部危機管理課

TEL : 0869-22-3904 FAX : 0869-22-3299 MAIL : kikikanri@city.setouchi.lg.jp